



2009年度 5月試験再実施分  
金融窓口サービス技能検定

# 1級 学科試験

## 金融商品コンサルティング業務

実施日 2009年6月28日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

### 注 意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，四答択一式10問）と選択科目編30問（四答択一式15問，語群選択式（四肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は6月28日（日）午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

（<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>）

7月21日（予定）に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

（<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>）

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

## 共通編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

金融商品の販売等に関する法律＝金融商品販売法

2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

- (1) 個人向け国債(変動金利型・10年)を第2期利子支払日以後に中途換金するときの換金(国が買い取る)金額は、「額面金額+経過利子相当額-直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」の算式により計算される。
- (2) かんぽ生命が取り扱う保険(基本契約)の加入限度額は、法令により、原則として、15歳以下は被保険者1人につき700万円、16歳以上は被保険者1人につき1,000万円とされている。
- (3) 金融機関が破たんした場合の処理方法には、わが国の場合、資金援助方式と保険金支払方式の2つの方式がある。いずれの方式でも、預金保険制度により預金等が保護される範囲は同じであるが、保険金支払方式では、破たん金融機関の金融機能は救済金融機関に引き継がれて維持され、資金援助方式では、破たん金融機関の金融機能が消滅することとなる。
- (4) 自己資本利益率(ROE)は、「1株当たり当期純利益(EPS)÷1株当たり純資産額(BPS)」により、算出することができる。
- (5) 外貨建てMMFは、高い格付の債券や、優良企業が短期資金を調達するために発行する無担保の約束手形(コマーシャル・ペーパー)などの短期金融商品を中心に運用され、安全性を高めた運用を目指すもので、為替リスクや信用リスクはあるが、金利リスクはない商品である。
- (6) 保険業法では、保険契約の締結または保険募集に関して、保険契約者または被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益を提供する行為を禁止しているが、特別の利益の提供を約束しただけでは同法違反を問われることはない。
- (7) 生命保険の告知受領権は、生命保険会社(会社所定の書面(「告知書」)に記入した場合)および生命保険会社が指定した医師が有しており、生命保険募集人・代理店、生命保険面接士には告知受領権がない。
- (8) 金融商品取引法における「契約締結時交付書面」とは、有価証券の募集もしくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘または特定投資家等取得有価証券一般勧誘のために、当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であって、相手方に交付し、または相手方からの交付の請求があった場合に交付するものをいう。

- (9) 金融商品販売法では、金融商品販売業者等が顧客（特定顧客等を除く）に重要事項について説明をしなかったことまたは断定的判断の提供等を行ったことによる金融商品販売業者等の損害賠償責任については、同法の規定によるほか、消費者契約法の規定によるとされている。
- (10) 成年後見登記制度とは、家庭裁判所で選任された成年後見人等について、家庭裁判所からの嘱託または公証人からの嘱託によって、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書等（登記事項証明書または登記されていないことの証明書）を発行することによって登記情報を開示する制度である。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [10問]

(11) 預金保険制度について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 預金保険制度では、無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3つの条件を満たす決済用預金は、全額保護の対象である。
2. 国内に本店のある銀行や信用金庫等については、預金保険制度への加入が義務付けられているが、国内に本店のない外国銀行の在日支店はその対象外である。
3. 預金保険制度による保護の対象となるのは、1金融機関ごとに、預金者1人当たり元本1,000万円までであるが、利息に関しては、商品の種類にかかわらず、保護の対象とならない。
4. 都道府県や地方公共団体の預金であっても、預金保険制度による保護の対象となる。

(12) 制限行為能力者の制度について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 成年被後見人が、借財・保証などの民法所定の行為をするには、成年後見人の同意を得なければならない。
2. 後見開始の審判は、配偶者、四親等内の親族など本人以外の請求によることもできるが、その場合は本人の同意が必要となる。
3. 制限行為能力者の相手方は、制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対して、6カ月以上の期間を定めて、取り消すことができる行為の追認をするかどうかを確答するよう催告することができる。
4. 被補助人が補助人の同意を得てしなければならない行為は、家庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為に限られる。

(13) 株式について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 株主の権利には、利益配当請求権や残余財産分配請求権などの自益権と、議決権などの共益権がある。
2. 株主は出資義務を負うのみで、権利のみを有し、その他の義務を負わない。
3. 上場株式は証券取引所で売買することが可能であり、日本では、札幌、仙台、東京、大阪、名古屋、福岡の6都市に証券取引所がある。
4. 株式への投資目的には、株価自体の値上り(キャピタル・ゲイン)を期待したものと、配当の受取り(インカム・ゲイン)を主眼にしたものがある。

(14) 投資信託について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 公社債投資信託に組み入れることができる株式の比率には一定の制限があり、一般には10%未満とされている。
2. 当初ファンド設定後も資金の追加が可能で、原則としていつでも時価（基準価額）により購入・換金ができる投資信託は、オープン型（追加型）といわれる。
3. 投資信託には、信託契約に基づく契約型投資信託と、法人形態の会社型投資信託とがある。
4. MMFは、残存期間の短い公社債を中心に運用し、運用収益に応じて毎日分配される実績分配型の公社債投資信託である。

(15) いわゆる個人年金保険料控除の要件について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 年金受取人が契約者またはその配偶者のいずれかであること。
2. 年金受取人が被保険者と同一人であること。
3. 保険料払込期間が10年以上であり、定期的に払い込む契約であること。
4. 年金の種類（支払方法）が確定年金、有期年金のときは、年金受取開始時の被保険者の年齢が65歳以上で、かつ受取期間が10年以上にわたって定期的に支払われること。

(16) ゆうちょ銀行の定額貯金について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 預入の日から起算して6カ月経過後は払戻し自由であり、利子計算は、10年間半年複利で行われる。
2. 預入の日から起算して10年経過後、預入金額と利子を通常貯金に振り替えて預入する満期振替預入の取扱いを利用することも可能である。
3. 預入の日から起算して10年経過後は、通常貯金の金利が適用となる。
4. 預入金額は、1,000円以上であり、1口の預入金額は1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円、300万円、500万円、1,000万円の10種類である。

(17) 契約の取消しについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 消費者Aは、事業者Bが自宅を訪れて商品の購入を勧誘した際、退去してほしい旨を申し入れたにもかかわらずBが退去しなかったため困惑し、やむなく契約の締結の申込みをした。この場合、契約締結から10年以内であれば、Aは消費者契約法に基づき締結の申込みを取り消すことができる。
2. 強迫による意思表示は、民法により取り消すことができるが、この取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しなかったときは消滅する。意思表示の時から20年経過したときも同様である。
3. 契約書に、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する契約条項があった場合、消費者は、消費者契約法に基づき当該契約を取り消すことができる。
4. 金融商品販売業者等が、金融商品の販売に際して、顧客に対し、金融商品の販売に関する事項について断定的判断の提供を行った場合、顧客は、金融商品販売法に基づき契約の取消しをすることができる。

(18) 金融商品販売法の適用について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融機関において取り扱う取引のうち、融資取引、内国為替取引、外国為替取引は金融商品販売法の適用対象とならないが、金地金の販売、金の先物取引については金融商品販売法の適用対象となる。
2. 業者を介さず、反復継続して、自ら発行する短期社債や私募債を直接投資家に販売する企業は、金融商品取引法上の登録業者でなければ、金融商品販売法の「金融商品の販売等を業として行う者」に該当しない。
3. 金融商品販売法の「金融商品の販売等を業として行う者」に該当する場合、遅滞なく財務局への届出をする必要があり、これを怠った者は10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金、またはこれらを併科される。
4. 銀行法や保険業法は、預貯金や保険のうち、外貨預金、デリバティブ預金、変額保険など投資性の強い商品に限り、金融商品取引法上の販売・勧誘規制の一部を準用しているが、金融商品販売法は、預貯金・保険商品全般を幅広くその対象に含む。

(19) 金融商品取引法における特定投資家と一般投資家の区別について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 預金保険機構は、選択により一般投資家に移行可能な特定投資家に当たる。
2. 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が3億円以上と見込まれる株式会社は、選択により一般投資家に移行可能な特定投資家である。
3. 国は、国債のデフォルトなど一定の事由があれば、選択により一般投資家に移行することができる。
4. 金融商品取引法の立法目的には投資者の保護が含まれているため、適格機関投資家以外の個人が特定投資家として取り扱われるための手続は用意されていない。

(20) オプション取引について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般的なオプション取引では、あらかじめ定めた清算時点（もしくはそれ以前で条件が満たされた時点）において、あらかじめ定められた価格で、ある目的物売り付ける権利または買い付ける権利を売買する。
2. 一般的なオプション取引では、プット・オプションの売手は、取引当初にオプション・プレミアムを受け取る。
3. アメリカン・オプションは、満期日だけ権利行使ができる。
4. オプションの買手は、権利を行使することも放棄することも自由である。

# 金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

金融商品の販売等に関する法律＝金融商品販売法

2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [15問]

(21) 金融商品取引業者等の守秘義務に関する次の記述のうち、金融商品取引法や日本証券業協会の自主規制規則等に照らして、最も不適切なものはどれか。

1. 顧客に関する外部からの照会に対し、金融商品取引業者等が、法令上の根拠や顧客の同意などがないにもかかわらず顧客に関する情報を提供することは、守秘義務に違反する。
2. 日本証券業協会の自主規制規則である「協会員の従業員に関する規則」では、協会員である金融商品取引業者等の従業員が職務上知りえた顧客の秘密を漏えいすることを禁止している。
3. 金融商品取引業者等がその業務に関して取得した顧客情報の適正な取扱いについて、金融商品取引法には、特段、定めが置かれていない。
4. 裁判所の判決等のなかには、金融機関が顧客に対し守秘義務を負う旨を判示しているものがある。

(22) 為替リスクの説明に関する次のア～エの記述のうち、不適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 外国株式などに投資をする円建て投資信託の基準価額は、投資対象の外国株式等の現地通貨による価格に変動がない場合でも、為替レートにより基準価額の変動が生じるため、為替リスクがある。
- イ 外貨建て定額個人年金保険の年金を受け取る場合、外貨ベースでの年金原資は確定するが、円で年金を受け取る場合には為替リスクがある。
- ウ 一般に、特約付外貨定期預金において、判定日の為替相場が、特約判定相場より円高にならなかった場合には、預入れ時と同じ相場で円貨に交換されることとなるため、為替リスクは生じない。
- エ サムライ債(非居住者が日本において円建てで発行する債券)には、発行者の信用リスクとカントリーリスクがあるほか、為替リスクもある。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

(23) 金融商品取引業者等の外務員の登録制度等に関する次のア～ウの記述のうち、適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき、内閣総理大臣は、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。
- イ 登録の申請に係る外務員が監督上の処分により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過している場合には、内閣総理大臣は、その登録を拒否することはできない。
- ウ 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、その登録を取り消し、または3年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

1. 適切な記述は、アとイである。
2. 適切な記述は、アとウである。
3. 適切な記述は、イとウである。
4. 適切な記述は、アのみである。

(24) 投資信託の基準価額に関する次のア～ウの記述のうち、適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 新興国の債券や株式等に投資する投資信託には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって基準価額が変動するカントリーリスクがある。
- イ 新興国の株式を主要な投資対象とする投資信託には、新興国の経済および市場動向が運用成果に影響を与え、組み入れられている株式の株価および配当金の変動により、基準価額が変動する価格変動リスクがある。
- ウ オプションなどの投資手法を用いる投資信託は、高いコストやリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性がある。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

(25) 金融商品取引法における「特定投資家」に該当しない者を含んでいるのは、次のうちどれか。  
なお、金融商品取引法で規定する「特定投資家以外の顧客が特定投資家となるための手続」は、行われていないものとする。

1. 上場会社，資本金5億円以上と見込まれる株式会社
2. 日本銀行，「純資産・投資性のある金融資産をともに3億円以上保有し，最初に金融商品取引契約を締結してから1年を経過している個人」
3. 預金保険機構，保険契約者保護機構
4. 日本国政府，地方公共団体

(26) 金融商品取引法上の不招請勧誘の禁止について，次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 不招請勧誘の禁止に関する規定は，店頭金融先物取引にのみ適用される。
2. 不招請勧誘の禁止に関する規定は，特定投資家にも適用される。
3. 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって，当該法人が保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融先物取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする場合には，不招請勧誘の禁止に関する規制は適用されない。
4. 金融商品取引業者等が，一定の条件を満たす継続的取引関係にある顧客に対し，店頭金融先物取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする場合には，不招請勧誘の禁止に関する規定は適用されない。

(27) 銀行法に定める特定預金等契約について，銀行法における金融商品取引法の準用に関する次のア～ウの記述のうち，適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 契約締結前交付書面については，一部の条項を除き，金融商品取引法が準用される。
- イ 特定投資家制度については，一部の条項を除き，金融商品取引法が準用される。
- ウ 取引態様の事前明示義務については，金融商品取引法が準用されない。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

- (28) 金融商品取引法上の一般投資家に対する契約締結前交付書面の交付義務に関する次のア～ウの記述のうち、適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

ア 金融商品取引法では、契約締結前交付書面に記載すべき事項を情報通信技術を利用する方法により提供することは、顧客の承諾の有無にかかわらず、認められていない。

イ 金融商品取引法では、契約締結前交付書面の交付義務は、金融商品取引契約にあたり、金融商品取引業者等に課されている顧客への説明義務を規定するものとして位置付けられる。

ウ 契約締結前交付書面には、金融商品取引契約の概要等所定の事項を記載するだけでは足りず、金融商品取引契約の約款等がある場合にはそれを添付することを要する。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

- (29) 金融商品取引法等における広告等の規制が適用される金融商品取引業者等の行為は、次のア～エの記述のうち、いくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

ア 新規顧客の住居を訪問して、金融商品のパンフレットを配布する行為

イ 金融商品取引業者等が、自社の従業員を募集するために行う求人広告を、日刊紙に掲載する行為

ウ 顧客に特定口座開設を通知する行為

エ 金融商品取引業者等の店舗における営業時間の案内や店舗を移転した場合の案内を顧客に送付する行為

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ

- (30) 金融商品販売法の重要事項の説明義務に関する次のア～ウの記述のうち、適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

ア 金融商品販売法では、小規模な金融商品販売業者等に過大な負担を課さないよう、金融商品販売業者等の規模によって同法上の重要事項の説明義務が免除される場合があることを認めている。

イ 金融商品販売業者等が、その社内規則において販売が禁止されている対象の顧客に金融商品を販売した場合、金融商品販売業者等は当該顧客に対し当然に損害賠償義務を負う。

ウ 顧客が金融商品販売業者等に対しその説明義務違反を理由に損害賠償請求をする場合、金融商品販売法により、金融商品販売業者等の説明義務違反、損害の発生および説明義務違反と損害の因果関係が推定される。

1. 適切な記述は、アとイである。
2. 適切な記述は、イとウである。
3. 適切な記述は、ウのみである。
4. 適切な記述は、ない。

- (31) 金融商品販売法における金融商品の重要事項の説明義務に関する次のア～ウの記述のうち、適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

ア 顧客が資本金1億円以上の法人である場合には、顧客が重要事項の説明を求めた場合であっても、金融商品販売法における重要事項の説明義務が免除される。

イ 顧客が金融資産を3億円以上有している個人である場合には、金融商品販売法における重要事項の説明義務が免除される。

ウ 顧客が金融商品取引所に上場されている株式の発行者である会社の場合には、当該取引先から重要事項の説明を要しない旨の意思表示がある場合に限り、金融商品販売法における重要事項の説明義務が免除される。

1. 適切な記述は、アとイである。
2. 適切な記述は、アとウである。
3. 適切な記述は、イとウである。
4. 適切な記述は、ない。

(32) 消費者契約法および民法における意思表示の取消しについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示の取消しについて、消費者契約法の規定と民法の規定が競合する場合には、民法の規定が優先的に適用される。
2. 民法では、取消しの効果を善意の第三者に対抗することができないが、消費者契約法では、消費者保護の観点から、取消しの効果を善意の第三者に対抗できるとされている。
3. 消費者契約法の規定により意思表示が取り消された場合には、契約の締結の時に遡って無効とみなされる。
4. 民法の規定により契約の申込みまたは承諾の意思表示が取り消された場合は、消費者契約法の場合と異なり、その効果が当初に遡ることはない。

(33) 民事調停制度について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 民事調停制度は、民事に関する紛争について、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的としている。
2. 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載した場合、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有する。
3. 民事調停委員は、調停委員会で調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べるができる。
4. 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合において相当と認めるときは、調停の当事者間の権利・義務の有無について、判決という形で判断を下すことができる。

(34) 不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という）について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 事業者は、その供給する商品・役務の品質、規格などの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより不当に顧客を誘引し公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を行うことが禁止されている。
2. 事業者は、その供給する商品・役務の価格などの取引条件について、事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため不当に顧客を誘引し公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を行うことが禁止されている。
3. 公正取引委員会は、事業者が行っている表示が景品表示法に違反する表示か否かを判断するため必要があるときは、その表示を行った事業者に対し、その表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。
4. 事業者が景品表示法違反行為を行った場合、公正取引委員会は裁判所に事業者を起訴することができるが、公正取引委員会がその事業者に対し当該行為の差止めなどを命ずることはできない。

(35) 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(以下、「金融検査マニュアル」という)の内容について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が金融機関等のリスク管理態勢や法令等遵守態勢・顧客保護等管理態勢等を評価する際の基準であり、金融機関等に直ちにこれらの基準の達成を法的に義務付けるものではない。
2. 金融検査マニュアルの内容は、適切な内部管理態勢と厳正な外部監査態勢が確保されているか否かというプロセス・チェックを中心とした事後監視型チェックに重点を置いて定められている。
3. 金融検査マニュアルでは、顧客からの相談・苦情等への対処が適切に処理されることの確保を求めており、そのことは「顧客保護等」の1つとして位置付けられている。
4. 金融検査マニュアルでは、顧客サポート等管理責任者は、顧客からの相談・苦情等への対応に専任するよう義務付けられており、他の業務を兼務することは禁止されている。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの( )内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) ドル・コスト平均法とは、定期的にかつ継続して、一定(ア)ずつ、ある金融商品を購入する投資の手法である。ドル・コスト平均法を採用した場合、定期的にかつ継続して、一定(イ)ずつある金融商品を購入した場合に比較して、一般的に、平均購入単価を低く抑える効果が期待できるといわれている。この投資の手法は、購入対象となる金融商品の市場における価格変動を事前に予測(ウ)ときに有効であるとされている。

- 1. ア金額      イ数量      ウできない
- 2. ア数量      イ金額      ウできる
- 3. ア数量      イ金額      ウできない
- 4. ア金額      イ数量      ウできる

(37) 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第1部市場の(ア)の銘柄の時価総額を、基準日の時価総額と比較した指数である。特徴としては、上場株式数の少ない、高株価の銘柄の影響を(イ)こと、(ウ)を基準とした指標であるため市場の動向が(エ)ことなどがある。

- 1. ア特定      イ受けにくい      ウ浮動株      エ反映されやすい
- 2. ア特定      イ受けやすい      ウ固定株      エ反映されにくい
- 3. アすべて      イ受けにくい      ウ浮動株      エ反映されやすい
- 4. アすべて      イ受けにくい      ウ固定株      エ反映されにくい

(38) 個人向け国債(変動10年)は、半年ごとに利率が変わるが、適用利率は、「基準となる(ア)の実勢金利-0.80%」であり、発行から(イ)が経過すれば、いつでも換金が可能である。中途解約時の受取額の計算式は、「額面金額+経過利子相当額-直前(ウ)回分の各利子(税引前)相当額×0.8」である。

- 1. ア満期が10年の物価連動国債      イ1年      ウ2
- 2. ア満期が10年の固定利付国債      イ1年      ウ1
- 3. ア満期が10年の物価連動国債      イ6カ月      ウ1
- 4. ア満期が10年の固定利付国債      イ1年      ウ2

(39) 外貨預金は、預金保険制度の対象（ ア ）。外貨定期預金において、為替予約をした場合、元本部分の為替差益については（ イ ）となる。また、為替予約をした後、為替予約の価格以上に円安になった場合、その為替差益を享受（ ウ ）。

- |          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 1. アではない | イ 源泉分離課税           | ウ できる  |
| 2. アではない | イ 源泉分離課税           | ウ できない |
| 3. アである  | イ 雑所得に分類され、総合課税の対象 | ウ できる  |
| 4. アではない | イ 雑所得に分類され、総合課税の対象 | ウ できない |

(40) 個人Aが保有する追加型公募株式投資信託の分配金等の状況（1万口あたり）が下記のとおりであった場合、Aの特別分配金の額は（ ア ）となり、分配落ち後の個別元本の額は（ イ ）となる。

- ・ 分配落ち前基準価額...12,000円
- ・ 分配金...1,500円
- ・ 分配落ち後基準価額...10,500円
- ・ Aの分配落ち前個別元本...11,000円

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1. ア 500円   | イ 10,000円 |
| 2. ア 500円   | イ 10,500円 |
| 3. ア 1,000円 | イ 10,000円 |
| 4. ア 1,000円 | イ 10,500円 |

(41) 不動産投資信託（以下、「J-REIT」という）は、（ ア ）投資信託である。基本的には、（ イ ）であり、顧客が現金化をしたいと考えた場合は、市場で売却されることとなる。また、J-REITにおいては、配当可能利益の（ ウ ）%超を配当する等の条件を満たせば、税法上、支払収益分配金を損金算入することができるとされており、二重課税の回避が図られている。

- |          |              |      |
|----------|--------------|------|
| 1. ア 契約型 | イ クローズド・エンド型 | ウ 80 |
| 2. ア 会社型 | イ クローズド・エンド型 | ウ 90 |
| 3. ア 契約型 | イ オープン・エンド型  | ウ 80 |
| 4. ア 会社型 | イ オープン・エンド型  | ウ 90 |

(42) 金融商品取引法は、金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が、「金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況および契約締結目的に照らして不相当と認められる（ア）を行って投資者の保護に欠けることとなっており、または欠けることとなるおそれがあること」に該当することのないように、その業務を行わなければならないと定めている。これを（イ）という。金融商品取引法では、従来の証券取引法の定めと比べ、その考慮要素として、（ウ）が追加されている。

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 1. ア勧誘 | イ適合性の原則 | ウ知識     |
| 2. ア勧誘 | イ適合性の原則 | ウ契約締結目的 |
| 3. ア説明 | イ説明義務   | ウ経験     |
| 4. ア説明 | イ顧客保護   | ウ財産の状況  |

(43) 金融商品取引法は、「金融商品取引業者等と金融商品取引契約（政令で定めるものに限る）を締結した顧客は、（ア）を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、当該金融商品取引契約の解除を行うことができる」旨を定めている。これを受けて、金融商品取引法施行令により、「政令で定めるもの」として（イ）が、「政令で定める日数」として（ウ）が、それぞれ規定されている。このクーリング・オフ規定に基づく契約の解除は、書面により行う必要が（エ）。

- |               |           |      |     |
|---------------|-----------|------|-----|
| 1. ア契約締結時交付書面 | イ店頭金融先物取引 | ウ10日 | エない |
| 2. ア契約締結時交付書面 | イ投資顧問契約   | ウ10日 | エある |
| 3. ア契約締結前交付書面 | イ店頭金融先物取引 | ウ8日  | エある |
| 4. ア契約締結前交付書面 | イ投資顧問契約   | ウ8日  | エない |

(44) 金融商品取引法において、再勧誘の禁止が適用となる金融商品取引契約は、政令で定めるものに限られる。現在のところ、政令で（ア）が再勧誘禁止の対象として指定されている。この規定は、金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方が特定投資家である場合には、原則として（イ）。一方、同禁止規定の潜脱防止を図る観点から、（ア）について顧客があらかじめ契約締結をしない意思を（ウ）したにもかかわらず、契約締結を勧誘する行為が禁止されている。

- |            |         |        |
|------------|---------|--------|
| 1. ア投資顧問契約 | イ適用されない | ウ表示    |
| 2. ア投資顧問契約 | イ適用されない | ウ書面で通知 |
| 3. ア金融先物取引 | イ適用されない | ウ表示    |
| 4. ア金融先物取引 | イ適用される  | ウ書面で通知 |

(45) 金融商品取引法は、金融商品取引業者等が損失補てん等をするを禁止しており、その違反は、( ア )。もっとも、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、その金融商品取引業者等があらかじめ( イ )を受けている場合その他内閣府令で定める場合には、その限りではない。この「その他内閣府令で定める場合」の1つに、( ウ )がある。

1. ア 監督上の処分の対象となるほか、刑事罰の対象になる  
イ 内閣総理大臣の確認  
ウ 金融商品取引業協会のあることによる和解が成立している場合
2. ア 監督上の処分の対象となるほか、刑事罰の対象になる  
イ 金融庁の許可  
ウ 金融商品取引業者等と顧客が、書面で和解契約をした場合
3. ア 監督上の処分の対象となるが、刑事罰の対象にはならない  
イ 内閣総理大臣の確認  
ウ 損失補てんの金額が10万円を超えない場合
4. ア 監督上の処分の対象となるほか、刑事罰の対象になる  
イ 財務大臣の確認  
ウ 裁判所の確定判決を得ている場合

(46) 金融商品販売法は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等を行う際に、重要事項の説明を行う義務などを課している。ここでいう「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を( ア )行う者をいう。また、「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売またはその( イ )もしくは( ウ )をいう。この「金融商品の販売等」には、( エ )のために行われる( ウ )なども含まれる。

- |              |      |      |       |
|--------------|------|------|-------|
| 1. ア 業として    | イ 代理 | ウ 紹介 | エ 非営利 |
| 2. ア 固有業務として | イ 仲介 | ウ 広告 | エ 営業  |
| 3. ア 付随業務として | イ 紹介 | ウ 宣伝 | エ 非営利 |
| 4. ア 業として    | イ 代理 | ウ 媒介 | エ 顧客  |



(49) 金融商品販売法は、金融商品販売業者等が金融商品販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ勧誘方針を定めなければならないとし、その内容について規定している。ただし、金融商品販売業者等が、( ア ) その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合、または( イ ) のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、勧誘方針の策定を要しないとされている。また、勧誘方針を定めるとき、または変更したときは、政令で定める方法により、( ウ ) 公表しなければならないとしている。金融商品販売業者等が、策定すべき勧誘方針を策定しない場合、または公表しなかった場合は、( エ )

- |                   |                   |          |
|-------------------|-------------------|----------|
| 1. ア 適格機関投資家      | イ 資本金 5 億円以上の上場会社 | ウ 30日以内に |
| エ 懲役刑を含む刑事罰に処せられる |                   |          |
| 2. ア 適格機関投資家      | イ 特定顧客            | ウ 30日以内に |
| エ 過料に処せられる        |                   |          |
| 3. ア 国，地方公共団体     | イ 資本金 5 億円以上の上場会社 | ウ 速やかに   |
| エ 懲役刑を含む刑事罰に処せられる |                   |          |
| 4. ア 国，地方公共団体     | イ 特定顧客            | ウ 速やかに   |
| エ 過料に処せられる        |                   |          |

(50) 一般の民事訴訟では、被告の住所を管轄する地方裁判所または簡易裁判所に裁判を提起することになるが、銀行取引約定書では、本店または取引店舗の所在地を管轄する裁判所で裁判をすることができるように、( ア ) を定めていることが多い。一般の民事訴訟の多くは、地方裁判所が第 1 審の裁判所となるが、訴訟の目的の価額が( イ ) を超えない請求については、簡易裁判所が第 1 審の裁判権を有する。民事訴訟においては、訴訟代理人となるのは弁護士が原則であるが、( ウ ) も所定の要件を満たせば簡易裁判所における一定の手続について訴訟代理人となることができる。

- |                |         |        |
|----------------|---------|--------|
| 1. ア 期限の利益喪失条項 | イ 90万円  | ウ 行政書士 |
| 2. ア 期限の利益喪失条項 | イ 140万円 | ウ 司法書士 |
| 3. ア 合意管轄条項    | イ 90万円  | ウ 行政書士 |
| 4. ア 合意管轄条項    | イ 140万円 | ウ 司法書士 |